### 基本方針(1)幼稚園教育要領・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開

### 目標③ 学校評価・自己評価の実施

幼児教育・保育の質の向上のために、実践を常に振り返り、幼児教育・保育の充実・ 改善につながる評価の実施を推進します。

### 【推進のための具体的な取組】

### 【県】

- ○評価の必要性の理解推進 資料3
  - ・評価のガイドラインの周知 (「幼稚園における学校評価ガイドライン」・「保育所における自己評価ガイドライン」)
  - ・研修会の開催
  - ・専任指導主事、保育専門員の園訪問による支援・助言

### 【設置者】

- ○研修会を開催しましょう。
- ○評価の実施と公表を進めましょう。
  - ・園訪問による支援・助言

- ○PDCAサイクルに基づいて積極的に学校評価・自己評価を実施しましょう。
- ○評価の結果を公表し、幼児教育・保育の改善につなげましょう。
- ○保護者や地域の人に園の行事や取組を積極的に発信しましょう。

頭は

15.

しきを

643

### 評価を保育の改善につなぐために



### 目的

- ◆園運営の 組織的・継続的な改善を図る
- ◆園・家庭・地域の連携協力による園づくり
- 一定水準の教育・保育の質の保証と向上



### PDCAサイクルに基づいた自己評価

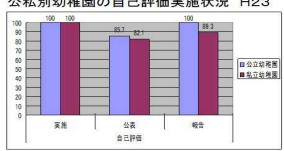
下図は、保育の計画 (P) —実践 (D) —評価 (C) ―改善(A) からなる循環的なシステムの モデルを示したものです。この一連の流れは、教 員・保育士等の個人によって行われるものと、幼 稚園・保育所として行われるものがあります。目 標達成に向けて、PDCAサイクルに基づいて組 織的・継続的に改善していくことが大切です。

# dill

### 【鳥取県における自己評価の実施状況】

資料3

### 公私別幼稚園の自己評価実施状況 H23



H23学校教育実施状況調查

H23子育で応援課調査

### 評価のPDCAサイクルとは・・・

Action 改善

Plan 目標設定

### 教育・保育課

- ・幼児の発達の理解
- ・教職員の指導の改善

Check 評価

Do 実行

		幼稚園	保育所
自己評価	根拠	学校教育法 学校教育法施行規則	児童福祉法 保育所保育指針 (H21~施行分)
	位置付け	義務	努力義務
	評価の観点	設定した目標や具体的計画等に 照らして、その達成状況や達成 に向けた取組の連切さ等につい で評価	保育の計画の展開や保育士等の自 已評価を踏まえ、保育の内容等につ いて評価
	結果の扱い	公表 設置者に報告	公表

### 【保護者への自己評価結果 公表例】

目標③人とかかわる力と豊かな言葉を育む

- ○【進んであいさつをすること】では、「C 取り組まれているが成果が十分でない、D 取り 組みが不十分である」が全体で34%ありました。登園時に幼稚園玄関では、もっと進ん でいろいろな人にあいさつができるように、大人も含め推進していかなければならない と感じています。
- ○【相手の目を見て聞く話す】ことは、幼稚園内ではできてきています。常に目が合って から、「話す・聞く」の習慣をつけることが成果につながっていると感じます。

今年度の重点目標の取り組みの結果から、成果が十分でない項目について職員間で十分に 協議し、来年度に向けて取り組みの改善と工夫を行い、目標立て実施していきます。具体的 【来年度に向けて】①生活リズムを整える。(早寝・早起きの推進) ②進んであいさつ

③食育を推進する。 来年度も、平成23年度の取り組みを いしながら、園児・保護者の方の実態を 更に幼稚園教育を充実させていきます。

保護者アンケートを実施し、その結果を 公表しています。その際、保護者の意見や

4、学校(園)評議委員、評価委員のご意見

要望、アンケート結果などを踏まえ、次年 度の取組の改善策を示しています。

- ① 子どもの生活リズムを整える取り組み 求めるのは大変な面もある。成果のあ
- ② 取り組みの振り返り(結果)を家庭に よい 環境、生活リズムがどう影響するか)が変わってきている。継続して取り組んで下さい。
- ③ 地域ふれあい祭り等、幼稚園と地域の方とかかわる行事に、地域の参加者が減ってきてい

### **POINT**

学校評価・自己評価は組織で行うことが重要です。 また、重点的に取り組むことが必要な目標等を達成する ために必要な項目・指標等を設定することが重要です。

参考 幼稚園における学校評価ガイドライン (平成23年11月15日 文部科学省)

http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/23/11/1313246.htm

参考 保育所における自己評価ガイドライン (平成21年3月 厚生労働省)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\_kosodate/hoiku/index.html

### 基本方針(2)幼児教育・保育環境の改善

### 目標① 幼児教育・保育環境の整備

幼稚園・保育所・認定こども園が、子どもの発達を促すための充実した場となるよう、 教育環境の改善に努めます。

### 【推進のための具体的な取組】

### 【県】

- ○「幼稚園設置基準」「児童福祉施設最低基準」に基づいた適切な教職員配置、施設整備の推進に ついて、設置者への指導助言
- ○幼稚園教育充実費・幼児教育無償化等の国への要請(財政基盤の強化)
- ○施設の安全対策、耐震化に対する啓発
- ○幼稚園・保育所の芝生化の推進

### 【設置者】

- ○人的資源の充実・確保に努めましょう。
  - ・幼児教育・保育担当の指導主事、保育リーダーの配置 資料4
  - ・正職員による学級担任の配置
- ○「幼稚園設置基準」「幼稚園施設整備指針」「児童福祉施設最低基準」に基づいて、施設・設備、 園具・教具等の状況の点検・整備に努めましょう。
  - ・預かり保育室等の設置
  - ・子どもの主体的な活動が確保される施設の整備
- ○安全・安心の園づくりに努めましょう。
  - 耐震診断や耐震補強の実施
  - ・防犯、災害等の安全対策の実施

- ○講師・非常勤職員と正職員の適切な活用を進めましょう。
- ○子どもの主体的な活動が確保されるよう園内外の環境を工夫しましょう。
- ○安全・安心の園づくりをめざし、日常的な安全点検に心がけるとともに、防犯・災害等に対する 訓練を計画的に進めましょう。

資料4

### 【市町村における保育リーダーの配置状況】(平成24年度)

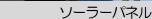
	市町村数		
配置	7		
未配置	12		

県は、各市町村に保育所指導を行う専任職員(保育リーダー)を配置するよう働きかけ ていますが、財政面や正職員不足等から単独市町村で置くことが困難であり、各圏域で保 育専門員と専任指導主事が指導体制を組み、市町村を支援しています。

### 【安心・安全の園づくり】

- ○バリアフリーや緊急時の対応など、機能拡大に応じた施設整備が求められます。
- ○設備の使い方やきまりなどについて、子どもたちや保護者などに分かりやすい絵や文字にして示すな ど、子どもたちが安心・安全に過ごせる園づくりを工夫していきましょう。





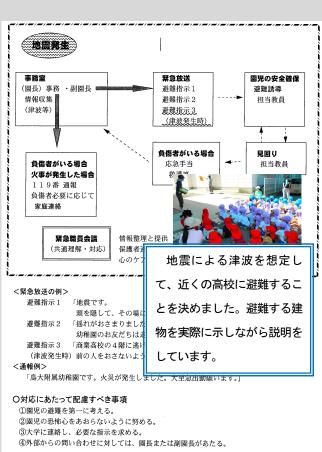


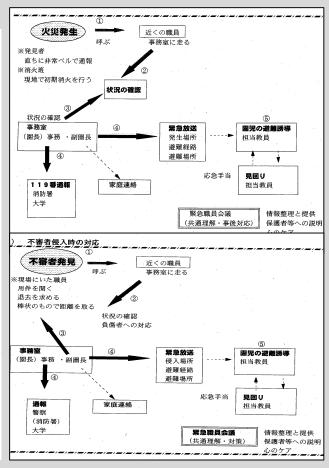
安全な廊下

防犯ビデオ

### 【防災訓練年間計画】

東日本大震災を教訓に、子どもたちが自らの命を自らで守ることができるよう、防災教育を年間計画の中 に位置付け、学級活動や避難訓練を通して、日ごろから防災に対する意識を高めることが重要です。





### 基本方針(3)特別支援教育の推進

### 目標① 園内体制の整備

特別な支援を必要とする子どもの一貫した支援の充実を図るために、園内の支援体制整備を進めます。 資料5

### 【推進のための具体的な取組】

### 【県】

- ○研修会の開催
  - ・ 園内委員会の設置や特別支援教育担当の明確化
- ○関係機関との連携
- ○専門的な役割を果たす教員・保育士等の研修の充実
  - ・市町村の発達障がい支援体制の中核を担う人材(発達支援コーディネーター)の育成・活用
- ○巡回相談員等の活用の推進

### 【設置者】

- ○地域における教育・医療・保健・福祉などの関係者で構成する乳幼児期からの支援体制づくりを進めましょう。
- ○情報提供機能を充実しましょう。
- ○幼稚園・保育所への体制整備に係る助言を行いましょう。
  - ・園内委員会への指導助言等
- ○関係機関と連携しましょう。

(福祉部局、医療機関、労働機関)

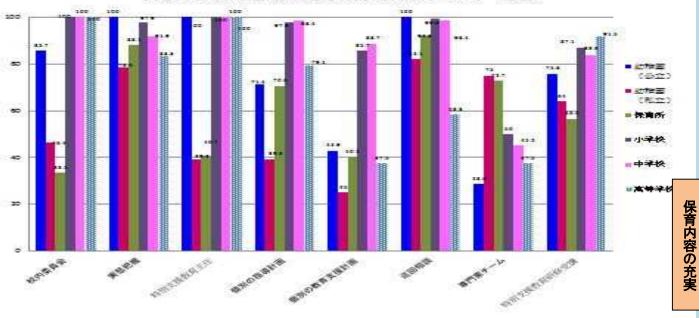
- ○園内委員会を設置しましょう。
- ○特別支援教育担当を位置付けましょう。
- ○関係機関と連携しましょう。

## 園内支援体制の充実に向けて

mil

資料5







### 園内委員会とは

園全体で支援を必要とする幼児に対して、支援体制を整備するための組織です。 支援を必要とする幼児についての話し合いを「園内委員会」として位置付けま しょう。



## 情報を集めて実態を整理します

支援の 評価と 見直し 子どもの観察、関わりのある人からの情報、作品、諸検査、チェックリスト等により、子どもや保護者、担任の課題を把握します。

### 具体的な支援の方法を考えます

子どもの抱える課題を明確にし、課題解決の具体的な手立てを検 討します。

- ・幼児教育・保育内容の改善、園内での指導・支援の方法
- 家庭における子どもの支援の方法 等





### 特別支援教育担当とは

- ◆ 担任からの相談に応じ、支援の必要な幼児の情報収集を行います。
- ◆ 具体的支援(いつ、だれが、どこで支援するのか)等の報告を受け、 関係職員への連絡調整や具体的支援の協力を進めます。
- ◆ 園内委員会の運営をします。
- ◆ 必要とする園外の関係機関との連絡調整を図ります。

計画に 基づいた 具体的な支援

### 基本方針(3)特別支援教育の推進

### 目標② 個別の(教育)支援計画の作成・活用

長期的な視点に立ち、特別な支援を必要とする子どもの実態把握や幼児教育・保育の 方針等について話し合い、関係機関との連携を図り、一貫した指導・支援の充実を進め ます。資料6

### 【県】

- ○特別支援教育に関する研修の実施
- ○特別支援学校のセンター的機能の充実や巡回相談員の活用の推進
- ○個別の(教育)支援計画の作成・活用の推進
- ○関係機関や就学先との連携強化
- ○療育や就園・就学についての情報提供や相談支援体制の整備

### 【設置者】

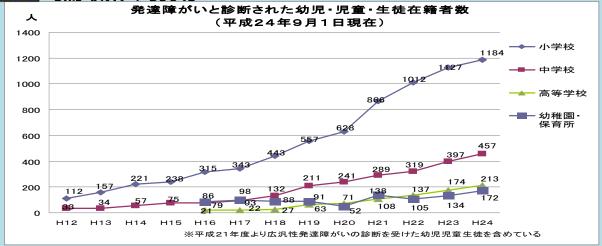
- ○研修会を開催しましょう。
  - ・エピソード記録の取り方
  - ・個別の(教育)支援計画の作成・活用の方法 等
- ○地域における特別支援教育に対する理解啓発を進めましょう。
- ○特別な支援を必要とする子ども・その保護者への相談支援体制を充実させましょう。
  - ・就学相談における情報提供
- ○指導・支援に係る指導助言及び関係機関との連携を進めましょう。
  - ・個別の(教育)支援計画の様式作成及び評価・改善
  - ・支援会議等における助言

- ○特別な支援を必要とする子どもの実態把握に努めましょう。
- ○園内教職員の共通理解や情報交換を行いましょう。
- ○園内研修(事例検討会等)を実施し、教職員の資質向上に努めましょう。
- ○個別の(教育)支援計画や個別の指導計画を作成し、活用しましょう。
- ○保護者との信頼関係を築きましょう。

### 「特別な支援を必要とする子ども」の支援をつなぐために

■■■【鳥取県の現状】

資料6





### センター的機能とは

特別支援学校における専門性を基盤として、幼稚園・保育所等のニーズに応じて、下記のような相談・支援・情報提供等を行うこと

<具体的な内容>

- ① 幼稚園・保育所の保育者への支援 ② 特別支援
  - 特別支援教育に関する相談・情報提供
- ③ 障がいのある幼児への指導・支援

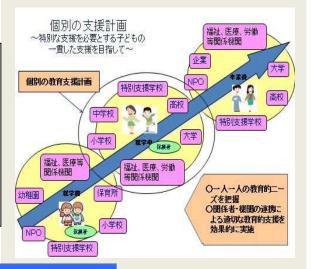
- ④ 福祉、医療などの関係機関との連絡調整
- ⑤ 保育者に対する研修の協力
- ⑥ 障がいのある幼児への施設設備等の情報



### 「個別の(教育)支援計画」とは

障がいのある児童生徒の一人一人のニーズを中・長期的な視点で正確に把握し、適切に対応していくという考えの下、乳幼児期から学校卒業まで一貫して的確な支援を行うことを目的としています。下記の3点が必要です。

- ○長期的な視点に立って幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うこと
- ○家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携すること
- ○学校等の教育機関が中心となって様々な側面からの取組を示した計画を 作成すること





### 「個別の(教育)支援計画」と「個別の指導計画」の関係や違いは

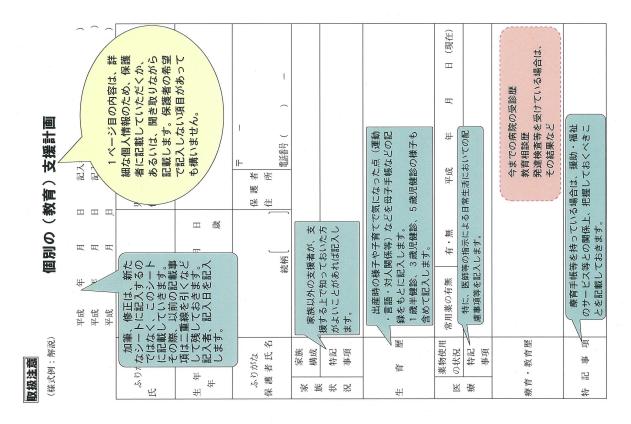
「個別の(教育)支援計画」とは、長期的な視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した支援を行うために、保護者や関係機関(医療機関や保健福祉等)が連携して、指導・支援を効果的に実施するために作成するもの「個別の指導計画」とは、幼稚園・保育所の教育・保育課程をもとに、支援の必要な子ども一人一人の指導目標や指導の内容・方法等の明確化を図るために幼稚園・保育所が作成するもの

参考 本人・保護者・学校等のための個別の教育支援計画―作成マニュアルー

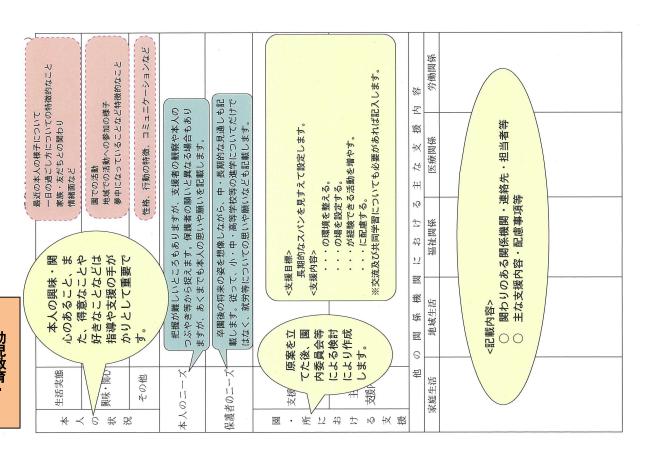
(平成20年12月 鳥取県教育委員会特別支援教育課)

http://www.pref.tottori.lg.jp/112182.htm

# 個別の(教育)支援計画の様式と記入のポイント



# 保育内容の充実





### 個別の(教育)支援計画における保護者の理解と協力を得るために

### POINT

日ごろから、何でも相談できる関係づくりが重要です。 園内で必要な支援ができるように個別の指導計画を作成し、園内での指導・支援の充実を図り、日々の様子や変容を肯定的に伝えていきましょう。

### 「個別の指導計画」に記入すること

- ねらい (年間・期・月)
  - →めざす姿をイメージする(例:~する、~できる)
- 支援方法(手立てや留意点)
  - →いつ、誰が、どこで行うの か具体的に
- 評価 (ねらいや支援方法)
  - →達成できたかどうか、見直し

### 「個別の指導計画」の作成のポイント

個別の指導計画 (様式例) 作成者 ( 作成期日:平成 年 月 H 評価期日:平成 月 氏名 (男・女) 生年月日 平成 月 日生 歲児 越 子どもの 実 概 長期目標 (年) 短期目標 (期) め あ て (月) 支援方法(手立て・支援者・留意点)

- □子ども主体の目標であるか
- □肯定的な目標であるか
- □目標が絞られているか
- □観察及び評価(○×)が可能な目標か
- □条件(状況)が示されているか
- □基準が示されているか
- □子どもの長所を利用できているか
- □手立ての量が適切であるか

### ≪具体的な記入例≫

### 【長期目標】

・クラスの友だちと一緒に活動する楽し さを味わう。

### 【短期目標】

・ミニカーを使いたい時に、「貸して」と 言うことができる。

### 【支援方法】

- ・遊びのルールを絵で示し、活動の前に 伝える。
- 「貸して」と言えた時、ほめる。